

# 自家発 Q & A 24

## 自家発電設備の設置工事に関する法規制

自家発電設備の設置工事を行う工事業者には、建設業法による建設業の許可や電気工事業法による電気工事業の登録等が必要とされています。このうちの建設業法による規制概要について、3月号と4月号の2回に分けて紹介します。

**Q 1** 自家発電設備の設置工事を行おうとする場合、建設業法に基づく規制が課せられるとのことですが、この規制について教えてください。

**A 1** 建設業を営もうとする者は、**軽微な工事**(※1)のみを施工しようとする者を除いて、建設業の許可を受けることが建設業法により義務づけられています。

※1・**建築一式工事**で、1件の請負代金が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない**木造住宅工事**  
・**建築一式工事以外の1件の請負金額が500万円に満たない工事**  
「許可」の概要は次のとおりです。

### 1 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、建設工事の種類(業種)ごとに**国土交通大臣**(※2)又は**都道府県知事**(※3)から建設業の許可を受けなければならないこととされています。

※2・二以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合は、**国土交通大臣の許可**が必要

※3・一の都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする場合は、**当該営業所のある都道府県知事の許可**が必要

### 2 許可の区分

建設業の許可は、表1のとおり「**特定建設業**」と

「**一般建設業**」に分かれます。

同一の建設業者が、同じ業種について**特定建設業**と**一般建設業**の両方の許可を受けることはできません。

表1 許可の区分

特定建設業	発注者から直接工事を請け負い、かつ4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)を下請契約して工事を施工する場合
一般建設業	上記以外の場合

### 3 建設工事の種類(業種)に応じた許可

建設業法が規制対象とする建設工事は、土木建築工事に関する29種類のもので、建設業を営もうとする場合、この種類に応じた建設業の許可が必要になります。

**Q 2** 自家発電設備の設置工事は、この29種類の建設工事の中に含まれますか。

**A 2** 自家発電設備の設置工事は29種類の建設工事のうち、16頁の表2右欄の「**建設工事の例示**」から、発電設備工事として電気工事に、内燃力発電設備工事として機械器具設置工事にそれぞれ該当します。

**Q 3** このような場合の建設業の許可は、どのような業種で受ければよいのでしょうか。

**A 3** 電気工事と機械器具設置工事では、工事の種類によっては内容が重複し、業種を区別することが難しいケースがあります。このようなことから、自家発電設備の設置に係る工事

業者の多くが、電気工事業と機械器具設置工事業の両方の業種許可を受けているものと思われま

す。なお、国（国土交通省）では、各業種における類似した建設工事の区分の考え方について

ガイドラインを定めています。その中で、機械器具設置工事業と電気工事業での類似した工事の区分は、表3に示す考えで行うこととされています。

表2 建設工事の種類・業種に応じた工事内容等

建設工事（※4）		建設工事の内容（※5）	建設工事の例示（※6）
種類	業種		
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

※4 建設業法別表第1

※5 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」（昭和47年3月8日 建設省告示350号）

※6 「建設業許可事務ガイドラインについて 別表1」（平成13年4月3日 国総建第97号）

表3 業種区分の考え方について  
(建設業許可事務ガイドラインについて (平成13年国総建第97号))

<p><b>【第2条関係】</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 許可業種区分の考え方について</p> <p>各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 電気工事</p> <p>① 省略</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれ専門の工事の方に区分するものとし、これらのいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>(8)～(16) 省略</p> <p>(17) 機械器具設置工事</p> <p>① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれ専門の工事の方に区分するものとし、これらのいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>②～④ 省略</p> <p>(18)～(23) 省略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------